

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、営業職として就労していた。請求人は、平成〇年〇月〇日の業務中、自動車を運転していたところ、交差点において左方より走行してきた自動車に衝突され（以下「本件災害」という。）、負傷した。

請求人は、同日、C病院に受診し「頸椎捻挫、左手打撲、左足関節捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関において療養を継続し、同年〇月〇日には、D医療センターに転医し「頸椎捻挫、胸郭出口症候群、脳脊髄液漏出症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給してきたが、請求人からの平成〇年〇月〇日から同月〇日の期間に係る休業補償給付及び同年〇月〇日から同月〇日の期間に係る休業補償給付の請求については、治癒後の請求であるとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒したとして、同年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業補償給付及び同年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、E医師が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間の休業証明をしていることや、平成〇年〇月〇日から同月〇日において、E医師により硬膜外持続点滴の治療を受けており、E医師からは受診回数を月〇回から週〇回に増やすように勧告されていること、さらには、平成〇年〇月〇日付けでE医師からF病院医師宛て、フォローアップを依頼する旨の診療情報提供書が発出されていることから、平成〇年〇月〇日をもって症状固定したと医学的に判断されたものとは認められない旨主張する。

(2) 請求人の主治医であったE医師による見解をみると、平成〇年〇月〇日付け意見書においては、「平成〇年〇月〇日時点で、症状固定と判断する。」とし、平成〇年〇月〇日付け診断書においては、要旨、症状固定は平成〇年〇月末であり、それ以降の期間に係る休業補償給付支給請求書に記載した医証期間は、症状固定後の期間なので、証明すべきものではなかったとしている。これらの意見書及び診断書には医学的根拠が示されていないが、E医師は、平成〇年〇月〇日の審査官との面談において、平成〇年〇月〇日時点で症状固定と判断した根拠について、「最後にブラッドパッチを行ったのは平成〇年〇月であり、そ

の後、平成〇年〇月〇日のMR I 造影検査、脳槽シンチ検査等において、脳脊髄液の漏出を認めなかったことからである。」としている。

請求代理人は、監督署からE医師への意見依頼の手法等に疑義があるとの主張をするので、当審査会として、本件一件記録を精査したところ、監督署の担当官らがE医師に対し何らかの強要行為を行い、そのため、E医師が、監督署長に対し自身の医学的見解に反する意見を提出したものとみるべき証拠は存在しないことから、当審査会としては、E医師に対する意見依頼に形式的な瑕疵はないものと判断する。

そうすると、平成〇年〇月〇日時点で症状固定と判断する旨のE医師の意見は、同年〇月〇日のMR I 造影検査、脳槽シンチ検査等において脳脊髄液の漏出を認めなくなった後、十分な経過観察を行った上で慎重に決定したものと推認されることから、当審査会としても、医学的に妥当であると思料する。したがって、請求人の本件傷病は、同年〇月〇日をもって症状固定したものと判断する。

なお、請求代理人は、平成〇年〇月〇日から同月〇日にかけて、請求人がE医師により硬膜外持続点滴の治療を受けていることや、平成〇年〇月〇日付けでE医師からF病院医師宛て、フォローアップを依頼する旨の診療情報提供書が発出されていることを主張するとともに、外傷性頸部腰部症候群及び外傷性脳脊髄液漏出症により、平成〇年〇月〇日から加療中で、同年〇月末ないし同年〇月末頃まで加療を要する見込みである旨のF病院G医師作成診断書を追加で提出するも、それらは、本件請求期間後のことについて述べるものであって、上記判断を左右するものではない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日から同月〇日の期間に係る休業補償給付及び同年〇月〇日から同月〇日の期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。